

ここで紹介するニュースは、ほとんどの場合、日頃からOS・アプリケーション・アンチウイルスのデータベース等を常に最新の状態に保つこと、併せて、UTM導入等によるネットワーク全体の防御を行うことで対策できます。

●「個人情報保護法」を平易に解説したガイドライン、経産省が公開

<http://www.is702.jp/news/2078/>

http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/kojin_gadelane.html



このニュースをザックリ言うと…

－ 12月28日（日本時間）、経済産業省より「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」が告示されました。

－ いわゆる「個人情報保護法」について、法の適用範囲、各用語を定義するとともに、個人情報を取り扱う事業者の義務、参考となる事項・規格などを法律の条文にあわせてわかりやすく解説した内容となっています。

－ 内容は「経済産業分野を対象とする」とあるとおり、同分野における「個人情報取扱事業者」が対象ではあるものの、それ以外の事業者についても遵守が望ましいものとされています。

AUS便りからの所感等

－ 2003年に成立した個人情報保護法は、2017年5月には改正法が施行される予定となっています。（参考：<http://itpro.nikkeibp.co.jp/atcl/news/16/122003795/?rt=nocnt>）

－ このガイドラインをもって改めて保護法の内容を理解し、今一度、自社における個人情報の取り扱いが適切になっているか、そのためのシステム・ネットワークがUTM等を適切に用いた安全なものとなっているかを見直しを図る良い機会となるでしょう。



ニュース

「個人情報保護法」を平易に解説したガイド、経産省が公開

2017/01/06

[ツイート](#) [いいね! 2](#) [G+ 4](#) [ブックマーク 4](#) [E-Mail](#)

経済産業省は2016年12月28日の告示で、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を公開しました。

このガイドラインは、個人情報の保護に関する法律（いわゆる「個人情報保護法」）をわかりやすく解説した内容となっています。法の適用範囲、各用語を定義するとともに、個人情報を取り扱う事業者の義務、参考となる事項・規格などを、法律の条文にあわせて説明しています。いわゆる経済産業分野における「個人情報取扱事業者」が対象ですが、そうでない事業者についても遵守が望ましいとしており、非常に有用な内容となっています。

用語については、「個人情報」「個人データ」「本人」「本人に通知」「公表」「本人の同意」「本人が容易に知り得る状態」「提供」といったものが、定義・説明されています。各項目は具体的な事例も付記されています。

「個人情報取扱事業者の義務」「個人データの管理」「第三者へ開示」が解説されています。

2-1-7.「本人に通知」

法第18条第1項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

その他、法第18条第3項・第4項第1号～第3号等に記述がある。

「本人に通知」とは、本人に直接知らせることをいい、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

【本人への通知に該当する事例】

- 事例1）面談においては、口頭又ははらし等の文書を送付すること。
- 事例2）電話においては、口頭又は自動応答装置等で知らせること。
- 事例3）隔地者間においては、電子メール、ファックス等により送信すること、又は文書を郵便等で送付すること。
- 事例4）電話勧誘販売において、勧誘の電話において口頭の方法によること。
- 事例5）電子商取引において、取引の確認を行うための自動応答の電子メールに記載して送信すること。



ガイドライン

個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン

① 個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン

（平成28年12月28日厚生労働省・経済産業省告示第2号）（PDF形式：596KB）
（New!）

- ② （参考1）経済産業分野ガイドライン改正の概要（PDF形式：113KB）
（New!）
- ③ （参考2）経済産業分野ガイドライン新旧対照表（PDF形式：194KB）
（New!）

経済産業分野における個人情報保護ガイドライン説明会（平成26年12月）

- ④ （動画）経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドライン等について
⑤ （説明会資料）経済産業分野を対象とする個人情報保護ガイドライン等について（PDF形式：1.688KB）
- ⑥ （動画）内部不正の現状とその対策～内部不正防止ガイドラインより有効な対策を探る～
⑦ （説明会資料）内部不正の現状とその対策～内部不正防止ガイドラインより有効な対策を探る～（PDF形式：2.376KB）



速報

改正個人情報保護法、全面施行は2017年5月30日

大豆生田 崇志＝日経コンピュータ

2016/12/20

日経コンピュータ

目次一覧

[シェア](#) [97](#) [G+](#) [共有](#) [6](#) [ブックマーク](#) [7](#) [Pocket](#) [ツイート](#) [保存](#)

政府は2016年12月20日、2015年改正個人情報保護法の全面施行を2017年5月30日とする政令を閣議決定した。

●スマートフォンには必ず画面ロックの設定を…IPAが呼びかけ

<http://securityblog.jp/news/20161221.html>



このニュースをザックリ言うと…

- 12月7日(日本時間)、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の「安心相談窓口だより」において、スマートフォンやタブレットの利用に関する呼びかけが出されています。
- この呼びかけは、11月下旬に、スマホを無断で操作して「監視アプリ」をインストールし、他者の情報を盗み見ようとした容疑での逮捕者が相次いだことによるものです。
- IPAでは、ほんの一瞬であっても他人にスマホを操作されないよう、画面ロックを必ず設定し、何らかの理由で操作してもらう必要がある場合も操作内容を一緒に確認するよう呼びかけています。

AUS便りからの所感等

- IPAによる意識調査(2015年)では、スマホで画面ロックをしているという回答はわずか2割程度だったとのこと。
- スマホが登場する以前のPCにおいても、離席時には必ず画面ロックをする、あるいは5分といった短い時間でロックされるよう設定するといったことが呼びかけられており、根本は同じと言えます。
- なお、監視アプリはこういった直接的な操作だけではなく、不正なアプリをうっかり自らがインストールする等の可能性もあり、そういった面での対策としては、公式のアプリサイトからスマホ向けアンチウイルスソフトを導入すること、UTMへのVPN接続を通してネットにアクセスすること等が推奨されます。



●pixivで不正ログイン、不審な画像投稿等多発

<http://nlab.itmedia.co.jp/nl/articles/1612/30/news022.html>



このニュースをザックリ言うと…

- 12月30日(日本時間)、イラスト・漫画を中心にしたSNS「pixiv」を運営するピクシブ社より、いわゆる「リスト型攻撃」によるアカウントへの不正ログインが多発しているとして警告が出されています。
- 不正ログインについては12月2日にも同社から発表(以下、第一報)があり、11月29日から第一報の時点までに3646件の不正ログインが確認されていたとのこと。
- 第一報の時点で発生していたものと今回の不正ログインとの関連性等は不明ですが、今回についてはアカウントから不審な画像が投稿されている事象も目撃されていた模様です。
- 同社では「パスワードに生年月日や電話番号・簡単な単語などを利用しない」あるいは「他サービスと同じパスワードを使っている場合は変更する」ことを呼びかけています。

AUS便りからの所感等

- SNSアカウントへの不正ログインを乗っ取ってスパム等の投稿を行う行為は、例えばTwitterで一頃話題になったことがありました。
- pixivからの発表と前後して、IPAから12月21日に発表された警告でも、やはり「SNSで公開している誕生日などの情報を使ったパスワード設定は推測されやすくNG」とされています(AUS便り 2017/1/10号参照)。
- パスワードに関するセオリーとしては「複数のサービスで同じパスワードを使い回さない」がもはや有力となった一方、「定期的に変更する」が今では賛否両論となったりしており、パスワード管理ツールに、全くのランダムなパスワードを生成して管理させるという手段も、今回の問題に対しては特に効果があると思われます。

